

# 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 28 日（金） 第2994号の12



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 規 則

- 職員に対する被服類貸与規則及び鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（※） （人事課取扱い） 1
- 職員の給料の特別調整額に関する規則及び初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則（※） （人事課取扱い） 2
- 鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則（※） （人事課取扱い） 3
- 鹿児島県債権管理規則の一部を改正する規則（※） （財政課取扱い） 5
- ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※） （生活衛生課取扱い） 5

### 告 示

- 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地中間管理機構の指定 （農村振興課取扱い） 8

## 規 則

職員に対する被服類貸与規則及び鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県規則第20号

職員に対する被服類貸与規則及び鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

（職員に対する被服類貸与規則の一部改正）

第 1 条 職員に対する被服類貸与規則（昭和32年鹿児島県規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表 8 の項中「工業技術センター大島紬部」を「工業技術センター奄美市駐在機関」に改める。

別表27の項を次のように改める。

27 漁業指導取締船の船員	作業帽	1 個	1 年
	夏用作業服（上下）	1 着	1 年
	作業服（上下）	2 着	2 年
		1 着	1 年
	外とう	1 着	4 年
	雨衣	1 着	1 年
	ゴム長靴	1 足	1 年
作業靴	1 足	1 年	

別表49の項を次のように改める。

49 鹿児島地域振興局建設部建設総務課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に勤	作業帽	1 個	3 年
	外とう	1 着	4 年

務し、鹿児島港又は志布志港の港湾管理業務に従事する職員	作業服（上下）	1 着	1 年
	雨衣	1 着	3 年
	ゴム長靴	1 足	2 年

別表53の項中 「

夏用作業服（上下）	1 着
冬用作業服（上下）	1 着

 を

「

活動服（上下）	2 着
レンジャーベルト	2 本

 に、「夏用作業帽」を「夏用活動帽」に、「冬用作業帽」を「冬用活動帽」に改め、同表54の項を次のように改める。

54 防災航空隊員	航空救助服	3 着	3 年
	夏用作業服（上下）	1 着	3 年
	冬用作業服（上下）	1 着	3 年
	耐寒服	1 着	3 年
	活動用防寒服	1 着	3 年
	航空救助ベスト	1 着	3 年
	レンジャーベルト	3 本	3 年
	夏用活動帽	1 個	3 年
	冬用活動帽	1 個	3 年
	編上げ靴	1 足	1 年
	作業靴	1 足	3 年
	雨衣	1 着	3 年

（鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第 2 条 鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「農業開発総合センター徳之島支場」を「農業開発総合センター徳之島支場大島支庁徳之島事務所伊仙町駐在機関」に、「工業技術センター大島<sup>つむぎ</sup>紬部」を「工業技術センター奄美市駐在機関」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....

職員<sup>の</sup>給料の特別調整額に関する規則及び初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県規則第21号**

職員<sup>の</sup>給料の特別調整額に関する規則及び初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

（職員<sup>の</sup>給料の特別調整額に関する規則の一部改正）

第 1 条 職員<sup>の</sup>給料の特別調整額に関する規則（昭和35年鹿児島県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 中「土木監」を「交通政策総括監  
土木監」に改める。

「センター長  
別表第 2 中 総務部県民生活局次長 を「総務部県民生活局次長  
新幹線活用政策総括監」に、「歴史資料センタ  
国民文化祭総括監」

「歴史資料センター黎明館副館長  
一黎明館副館長」を「歴史資料センター黎明館副館長  
森林技術総合センター所長」に改める。

別表第 3 中「政策調整監」を「政策調整監  
センター長」に、「環境保健センター大気部長  
森林技術総合センター所長」を「環境

保健センター大隅部長」に、「農業開発総合センター大隅支場次長  
バイオテクノロジー研究所長」を「農業開発総合センター大隅支場次長」に改める。

(初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 初任給, 昇格, 昇給等に関する規則(昭和60年鹿児島県規則第67号)の一部を次のように改正する。

別表第1アの表3級の項中「学芸専門員」を「学芸専門員(3級)」に改め, 同表4級の項中「主任専門員(4級)  
主任専門普及指導員(4級)」を「主任専門普及指導員(4級)」に改め, 同表5級の

項中「教頭(5級)」を「教頭」に, 「主任専門員(5級)  
主任専門普及指導員(5級)」を「主任専門普及

指導員(5級)」に改め, 同表6級の項中「技術補佐(6級)」を「センター長」に, 「副  
副  
副  
教

館長(6級)

園長 を「副園長」に, 「総括専門普及指導員  
校長(6級) 副校長」を「総括専門普及指導員」に改め,  
頭(6級)」

同表7級の項中「次長(7級)  
センター長」を「次長(7級)」に, 「所長(7級)  
館長」を「所長(7

級)」に, 「副館長(7級)  
副校長(7級)」を「副館長(7級)」に改める。

附 則

この規則は, 平成26年4月1日から施行する。

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県規則第22号

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則(昭和35年鹿児島県規則第98号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(税務手当)

第2条 条例第3条に規定する税務手当は, 総務部税務課, 地域振興局総務企画部又は支庁総務企画部に勤務する職員に対して支給する。

2 前項に規定する職員のうち, 地域振興局総務企画部(県税課, 県税管理課, 課税課, 納税課及び自動車税課に限る。)又は支庁総務企画部(県税課に限る。)に勤務する職員(課長を除く。)に係る税務手当の額は, 事務に従事した日1日につき, 次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める額とする。ただし, 同一の日において, 次の各号のいずれにも該当する場合にあつては, 第1号に定める額とする。

(1) 県の庁舎外において, 納税義務者等に接して行う県税に関する賦課及び徴収に関する事務に従事した場合 750円(当該事務が, 夜間に行う事務である場合は, 1,100円)

(2) 前号に規定する事務以外の県税に関する賦課及び徴収に関する事務に従事した場合 650円

3 第1項に規定する職員のうち, 前項に規定する職員に該当しない職員に係る税務手当の額は, 事務に従事した日1日につき, 次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める額とする。ただし, 同一の日において, 次の各号のいずれにも該当する場合にあつては, 第1号に定める額とする。

- 
- (1) 県の庁舎外において、納税義務者等に接して行う県税に関する賦課及び徴収に関する事務に従事した場合 750円（当該事務が、夜間に行う事務である場合は、1,100円）
- (2) 前号に規定する事務以外の県税に関する賦課及び徴収に関する事務として知事が別に定める事務に従事した場合 650円
- 4 所属長は、税務事務命令簿（別記第1号様式）を作成し、これに基づいて税務手当を支給するものとする。

第53条第1項中「税務手当（第2条第1項に規定する職員に対して支給するものに限る。）」を削り、同条第2項中「（第2条第3項に規定する職員に対して支給するものに限る。）」を削る。

第54条中「第2条第5項」を「第2条第4項」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第 1 号様式 (第 2 条関係)

税務事務命令簿

所属課名		職名			氏名	
所属長印	直接の監督者印	年月日	従事場所	従事区分	事務内容	備 考

(注) 従事区分欄は、昼夜の別を記入すること。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....  
鹿児島県債権管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第23号

鹿児島県債権管理規則の一部を改正する規則

鹿児島県債権管理規則(昭和39年鹿児島県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「9 日」を「10日」に改める。

第14条第 1 項中「年7.3パーセント」を「年5パーセント」に改める。

別記第 1 号様式その 1 中「上記期限までに完納されないときは、その翌日から納入の日までの期間の日数に応じ債権金額につき年 パーセントの割合で計算した延滞金」を「納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、債権金額(100円以上であるときに限り、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)について県税を滞納した場合の例による延滞金に係る割合で計算した延滞金(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」に改める。

附 則

- この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の鹿児島県債権管理規則第14条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に履行延期の特約等をする場合について適用し、同日前に履行延期の特約等をした場合については、なお従前の例による。

.....  
ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第24号

ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則(昭和35年鹿児島県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項中「者」の次に「(以下「営業者」という。)」を加え、「届書」を「届出書」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした営業者に対し、別記第 9 号様式の営業届出済証を交付する。

第11条第3項中「届出済証」を「営業届出済証」に、「見易い」を「見やすい」に改め、同条第4項を削る。

第14条を第16条とする。

第13条中「別記第11号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第15条とする。

第12条中「前条に規定する」を「営業届出済証の交付を受けた」に、「別記第10号様式の届書に届出済証」を「別記第12号様式の届出書に営業届出済証」に改め、同条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

（営業届出済証の再交付申請）

第12条 営業者は、営業届出済証を亡失し、又は損傷したときは、別記第10号様式の申請書により知事に再交付の申請をしなければならない。

2 営業届出済証を損傷した営業者が前項の申請をする場合には、申請書にその営業届出済証を添えなければならない。

3 営業者は、第1項の規定により営業届出済証の再交付を申請した後、亡失した営業届出済証を発見したときは、速やかに、その営業届出済証を知事に返納しなければならない。

（営業届出済証の書換え申請）

第13条 営業者は、第11条第1項の届出書の記載事項に変更を生じたときは、知事に届け出なければならない。

2 営業者は、前項の規定による届出をする場合において、営業届出済証の記載事項に変更があつたときは、その営業届出済証を添えて、知事に営業届出済証の書換え交付を申請しなければならない。

3 第1項の規定による届出又は前項の規定による申請は、別記第11号様式によるものとする。

別記第8号様式中「営業所届書」を「営業所届出書」に改め、同様式注を同様式注1とし、同様式注に注2として次のように加える。

2 次の書類を添付すること。

(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けていることを証する書類

(2) 専任のふぐ調理師の免許証の写し

別記第9号様式中「営業届済証」を「営業届出済証」に改める。

別記第11号様式中「第13条関係」を「第15条関係」に、「ふぐ調理師届書」を「ふぐ調理師届出書」に、「第13条の」を「第15条の」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第10号様式中「第12条関係」を「第14条関係」に、「営業所廃止届書」を「営業所廃止届出書」に、「営業所を」を「下記の営業所を」に、「第12条の」を「第14条の」に改め、「届済証を添えて」を削り、同様式注を同様式注1とし、同様式注に注2として次のように加え、同様式を別記第12号様式とする。

2 営業届出済証を添付すること。

別記第9号様式の次に次の2様式を加える。

第10号様式 (第12条関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印  
年 月 日生  
〔法人にあつては、主たる事  
務所の所在地、名称並びに  
代表者の氏名及び生年月日〕

営業届出済証再交付申請書

下記の営業届出済証を亡失 (損傷) したので、ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則第12条第1項の規定により再交付を申請します。

記

- 1 営業所の所在地
- 2 営業所の名称又は商号
- 3 営業届出済証の番号及び交付年月日
- 4 亡失 (損傷) の理由

- 注1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。  
2 損傷に係る申請にあつては、既に交付を受けている営業届出済証を添付すること。

第11号様式（第13条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

印

年 月 日生

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の氏名及び生年月日〕

## 営業届出事項変更届出書（及び営業届出済証書換え交付申請書）

下記のとおり変更を生じたので、ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則第13条第1項の規定により届出（をするとともに、同条第2項の規定により営業届出済証の書換え交付の申請）をします。

## 記

営業届出済証の番号及び交付年月日	第 号 年 月 日	
変更に係る事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日		
変 更 の 理 由		

- 注1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。  
 2 不要の文字は、抹消すること。  
 3 営業届出済証の記載事項の変更にあつては、営業届出済証を添付すること。  
 4 専任のふぐ調理師に係る変更にあつては、ふぐ調理師の免許証の写しを添付すること。

## 附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に交付されている改正前のふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則別記第9号様式による営業届出済証は、改正後のふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則別記第9号様式による営業届出済証とみなす。
- この規則の施行の際現に改正前のふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

## 告 示

## 鹿児島県告示第362号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により、次の



とおり農地中間管理機構として指定した。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	住 所	農地中間管理事業を 行う事務所の所在地	農地中間管理事業 の開始の日	指定年月 日
公益財団法人鹿 児島県地域振興 公社	鹿児島市名山町 4 番 3 号	鹿児島市名山町 4 番 3 号	平成26年 4 月 1 日	平成26年 3 月 27 日